

別紙

○ 山口県警察鉄道警察隊列車警乗実施要領（例規通達）

昭和62年3月26日
警務第313号

この要領は、山口県警察の鉄道警察隊に関する訓令に基づき、列車警乗について必要な事項を定めたものです。

主な内容として、

- 活動重点
- 実施区分
- 関係機関との連絡
- 実施計画書の作成
- 列車警乗実施計画の変更又は中止
- 勤務員の編成
- 服装
- 勤務員の配意事項

などの項目からなっています。